（危険物の試験及び性状に関する省令の一部改正）

第二条　危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（危険物の試験及び性状） **第一条**　粉粒状の物品は、目開きが二ミリメートルの網ふるい（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Z八八〇一―一に規定する網ふるいをいう。以下同じ。）を回転させながら毎分百六十回の打振を与えてふるった場合に、当該網ふるいを三十分間で通過するものが十パーセント以上のものとする。 ［２～６　略］ **別表第三**（第一条関係） 第一　硝酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験 硝酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する赤りんとの混合物に鋼球を落下させた場合に五十パーセントの確率で爆発する高さから、鋼球を試験物品と二に規定する赤りんとの混合物に落下させた場合に爆発する確率を求めるものとする。 ［一～三　略］ 四　試験の実施手順 イ　標準物質に係る実施手順 (1)　鋼製の円柱（材質が日本産業規格G四八〇五に規定するもので、直径及び高さがいずれも十二ミリメートルの円柱。以下同じ。）の上に赤りん（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）五ミリグラムを載せ、その上に標準物質（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）五ミリグラムを載せる。 (2)　鋼球（材質が日本産業規格G四八〇五に規定するもので、直径が四十ミリメートルの球）を混合物の上に直接落下させて、爆発するか否かを観察する。 ［(3)・(4)　略］ ［ロ　略］ 第二　塩素酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験 塩素酸カリウムを標準物質とする落球式打撃感度試験は、三に規定する試験場所において、四に規定する試験の実施手順で、一に規定する標準物質と二に規定する赤りんとの混合物に鋼球を落下させた場合に五十パーセントの確率で爆発する高さから、鋼球を試験物品と二に規定する赤りんとの混合物に落下させた場合に爆発する確率を求めるものとする。 ［一～三　略］ 四　試験の実施手順 イ　標準物質に係る実施手順 ［(1)　略］ (2)　鋼球（材質が日本産業規格G四八〇五に規定するもので、直径が七ミリメートルの球）を混合物の上部の鋼製の円柱の上に落下させて、爆発するか否かを観察する。 ［(3)・(4)　略］ ［ロ　略］	（第一類の危険物の試験及び性状） **第一条**　粉粒状の物品は、目開きが二ミリメートルの網ふるい（日本産業規格（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十条第一項の日本産業規格をいう。以下同じ。）Z八八〇一―一九八七）「標準ふるい」に規定する網ふるいをいう。以下同じ。）を回転させながら毎分百六十回の打振を与えてふるった場合に、当該網ふるいを三十分間で通過するものが十パーセント以上のものとする。 ［２～６　同上］ **別表第三**（第一条関係） 第一　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ イ　［同上］ (1)　鋼製の円柱（材質が日本産業規格G四八〇五（一九七〇）「高炭素クロム軸受鋼鋼材」に規定するもので、直径及び高さがいずれも十二ミリメートルの円柱。以下同じ。）の上に赤りん（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）五ミリグラムを載せ、その上に標準物質（乾燥用シリカゲルを入れたデシケータ中に温度二十度で二十四時間以上保存されているもの）五ミリグラムを載せる。 (2)　鋼球（材質が日本産業規格G四八〇五（一九七〇）「高炭素クロム軸受鋼鋼材」に規定するもので、直径が四十ミリメートルの球）を混合物の上に直接落下させて、爆発するか否かを観察する。 ［(3)・(4)　同上］ ［ロ　同上］ 第二　［同上］ ［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ イ　［同上］ ［(1)　同上］ (2)　鋼球（材質が日本産業規格G四八〇五（一九七〇）「高炭素クロム軸受鋼鋼材」に規定するもので、直径が七ミリメートルの球）を混合物の上部の鋼製の円柱の上に落下させて、爆発するか否かを観察する。 ［(3)・(4)　同上］ ［ロ　同上］